**【雛形】**

洪水時及び土砂災害時の

避難確保計画

要配慮者施設の名称

建物の所在地

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

　本計画は、各施設が施設独自の避難確保計画を作成する際のひな形として策定するものです。施設の実状にあわせて適宜修正・加筆しご活用ください。

目　次

[第１章　水害・風水害対策の基礎知識 1](#_Toc19108443)

[１．八王子市が発令する避難情報 1](#_Toc19108444)

[２．避難行動の原則 2](#_Toc19108445)

[３．避難行動の考え方 3](#_Toc19108446)

[４．情報・統括班の留意事項 4](#_Toc19108447)

[５．避難誘導班の留意事項 5](#_Toc19108448)

[第２章　避難確保計画 7](#_Toc19108449)

[１．計画の目的 7](#_Toc19108450)

[２．防災体制 8](#_Toc19108451)

[３．情報収集・伝達 9](#_Toc19108452)

[４．避難誘導 11](#_Toc19108453)

[５．避難の確保を図るための資器材の整備 13](#_Toc19108454)

[６．防災教育及び訓練の実施 14](#_Toc19108455)

[７．施設利用者緊急連絡先一覧表 15](#_Toc19108456)

[８．外部機関等への緊急連絡先一覧表 16](#_Toc19108457)

[９．対応別避難誘導方法一覧表 17](#_Toc19108458)

[第３章　自衛水防組織の業務に関する事項 18](#_Toc19108459)

[１．自主水防組織の設置 18](#_Toc19108460)

[別添　「自衛水防組織活動要領（案）」 19](#_Toc19108461)

[別表１「自衛水防組織の編成と任務（案）」 20](#_Toc19108462)

[別表２「自衛水防組織装備品リスト（案）」 21](#_Toc19108463)

# 第１章　水害・風水害対策の基礎知識

## １．八王子市が発令する避難情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難情報の種類 | 警戒レベル | 行動基準 |
| 高齢者等避難 | 警戒レベル３ | 要配慮者（高齢者・障害のある者・乳幼児など）は、避難行動を開始一般避難者は避難準備を開始 |
| 避難指示 | 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難行動を開始 |
| 緊急安全確保 | 警戒レベル５ | 直ちに命を守る行動を行う |

　八王子市は、洪水・土砂災害が起きるおそれがある時に、避難情報を発令する。高齢者・障害のある者・乳幼児等は、「高齢者等避難（警戒レベル３）」の段階で、避難行動を開始する。

　八王子市では避難情報と併せて開設避難所も伝達するが、避難先が数キロメートル先となることもある。

　八王子市の避難情報は、防災行政無線や防災情報メール等で発信される。防災情報メールの登録は下記のとおり。

登録方法：t-icho@sg-p.jpに空メールを送信→本登録用メールが返信されてくるので、メールに記載されたリンク先に接続し、必要事項を入力する。

## ２．避難行動の原則

　非常に猛烈な勢力の台風の接近や、河川上流部での大雨により、市内の河川の氾濫や、土砂災害発生の恐れがある時には、気象情報や市からの情報に従って、対応の検討をする。

　施設開放中に避難情報が発令された場合には、必要に応じて施設利用の制限（※）等を行う。また、浸水しない安全な地域や土砂災害警戒区域外まで避難をするよう、施設利用者等に伝えること。

　市が避難情報を発令してから土砂災害や氾濫が発生するまで、ある程度の猶予がある。そのため、施設利用者を保護者に引き渡すこともできるが、保護者の引き取りが間に合わなかった場合には、施設の２階以上の浸水しないフロアや、がけ地から離れた部屋などに避難をすること。洪水ハザードマップ・総合防災ガイドブックを確認して、３ｍ以上の浸水が想定されている場合には、２階まで浸水するおそれがあるため、３階以上に避難をすること。

※例）外来患者の受け入れの中止、保護者の引き取り依頼、施設の休館　等

※　避難行動を行うにあたり、施設職員の中でも役割分担を行う必要がある。本確保計画では、便宜上「情報・統括班」と、「避難誘導班」の２つの班編成で運用することを想定して計画を作成している。

## ３．避難行動の考え方

　「避難行動」は、自然災害から「命を守るための行動」であり、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておく必要がある。

　⑴　土砂災害、洪水等の災害種別ごとの危険箇所を特定する。

　⑵　災害種別ごとにどのような避難行動をとれば良いか明確にする。

　⑶　避難行動を取ることが望ましいタイミングを明確にする。

　災害は、土砂災害や浸水害など、複数の災害が同時に発生することが多いため、避難時にほかの災害に遭わないよう判断が必要となる。特に土砂災害は、命を脅かすことが多い災害であり、土砂災害警戒区域から一刻も早く立ち退き避難を行うことが必要である。場所ごとに、土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によって取るべき行動が異なることを踏まえて避難行動計画をたてる必要がある。

　要配慮者を連れての避難は、困難であると想定される。そのため、要配慮者を事前に保護者等へ引き渡すことも方法として考えられる。保護者等への引き渡しをする際は、早い段階から保護者等へ引き取り依頼をする可能性について連絡をし、高齢者避難（レベル３）や避難指示（レベル４）が発令された際にはスムーズに家族等へ引き渡しができるようにする。

**【計画例】**

　⑴　立ち退き避難を行う場合

「八王子市の指定する指定緊急避難場所（一時避難場所）」

　災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。土砂災害、洪水等の災害種別ごとに異なることに注意する。

　⑵　大雨等により指定緊急避難場所までの移動が困難な場合

「近隣の安全な場所」

　自らの判断で「近隣の安全な建物」（警戒区域外の棟）に退避する。平時から適切な退避場所を確認しておくことが重要となる。

　⑶　外出することが危険な状況の場合

「屋内安全確保」

　建物の上層階で、崖地からできるだけ離れた部屋等に移動する。

## ４．情報・統括班の留意事項

　⑴　避難情報発表前

ア．可能な限り発電機や蓄電機の備えをしておく。

イ．八王子市が高齢者等避難を発表する前でも、積極的に気象情報や雨量等・土砂災害判定メッシュ情報などの情報収集をする。

ウ．八王子市では、原則として、河川上流部の水位や雨量等から避難行動をとる時間を考慮に入れ、河川の氾濫が発生して市内が浸水する数時間程前には、高齢者等避難を発令する。

エ．電気・ガス・水道・下水道・通信といったライフラインが使用できなくなる恐れがあることを、あらかじめ理解しておく。

　⑵　避難情報発表後

　重要な資器材や水・食糧等を浸水しないフロアまで上げること。浸水しないフロアまで上げることができず、浸水する恐れがある電化製品は、漏電して火災や感電が起きないように、電源プラグをコンセントから抜いておくことが望ましい。施設外へ避難をする際には、ブレーカーとガスの元栓を切ることが望ましい。

## ５．避難誘導班の留意事項

　避難行動に備えて、迅速かつ適切に避難するためには、避難について、事前に決めておくことが重要となる。

　⑴　避難場所の設定

　安全な避難場所まで避難を行うため、あらかじめ避難場所を決めておく。

　避難場所の決定については、前述の避難行動の考え方を参照する。

　⑵　避難開始基準

　洪水、土砂災害のおそれのある場合、災害発生前に避難する必要があり、判断の遅れが重大な被害を招く恐れがある。そのため、管理権限者・統括管理者が的確に避難開始の判断を行うため、あらかじめ気象状況や行政からの避難情報等を参考にして、具体的な避難開始基準を定めておく。

　　　【避難開始基準の例】

ア．市から高齢者等避難（警戒レベル３）の情報が発令された場合

イ．土砂災害警戒判定メッシュ情報で土砂災害発生の危険が非常に高い地域と予想された場合

ウ．付近の河川の水位が、避難判断水位に達した場合

エ．記録的短時間大雨情報が発表された場合

オ．近隣で災害が起こった場合

カ．土砂災害の前兆現象が確認された場合

　　・山鳴りがする。

　　・小石がパラパラ落ちてくる。

　　・雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。

　　・川が濁り、流木が混ざり始める。

　　・地面にひび割れができる。

　　・斜面から水がふき出す。

　⑶　避難方法・避難経路の設定

　施設の周囲にある土砂災害（特別）警戒区域について、八王子市総合防災ガイドブック等を確認し、より安全な避難経路をあらかじめ選定しておく。

　３ｍ以上の浸水があると、２階まで浸水をしてしまうため、３階以上へ避難をする必要がある。施設の想定浸水深について八王子市総合防災ガイドブックで確認しておくこと。

　⑷　避難の実施

　あらかじめ設定した避難開始基準に達した場合は、直ちに避難を開始する。避難開始を館内放送等により、施設職員、施設利用者等に周知することが必要となる。天候や、施設利用者の状況に応じて、どこへ避難するかを、職員や施設利用者に明確に周知し、避難行動を開始することが必要となる。

ア．洪水による浸水発生後

　街のなかが浸水すると、マンホールの蓋が空いていてもわからないため、不用意に歩くと下水に落ちてしまう等の危険もある。浸水後に施設外に避難をすることは原則として控えること。どうしても浸水した街のなかを歩く必要がある時には、子どもは抱きかかえて、長い棒で地面を確認しながら歩く等対応する。

イ．土砂災害の恐れがある場合

　土砂崩れで道路がふさがれる場合など、車での避難が困難になる場合もあるため、八王子市からの情報や、テレビ、ラジオ等の報道から、がけ崩れ等で通行できない場所や冠水した道路等の場所を把握し、最適な経路で避難する。

# 第２章　避難確保計画

## １．計画の目的

　⑴　避難確保計画の目的

　この計画は、水防法第１５条の３第１項及び土砂災害防止法第８条の２に基づき、洪水・土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　⑵　避難確保計画の報告

　計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項及び土砂災害防止法第８条の２に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

　⑶　計画の適用範囲

　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

**【施設の状況】**

|  |  |
| --- | --- |
| 木造　　・　　非木造 | 建物階数（使用階）　　　　階 |
| 人　　　　数 |
| 開館日 | 閉館日 |
| 施設利用者 | 施設職員 | 施設利用者 | 施設職員 |
| ●～●時（昼） | 休日 | 休日 |
|  | 名 |  | 名 |
| ●～●時（夜） |  | 名 |  | 名 |
|  | 名 |  | 名 |

## ２．防災体制

　連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**

判断時期

体　制

対応要員

活動内容

○気象情報を収集して、職員間で共有する

○避難情報の発表内容を職員間で共有する

○必要に応じて施設利用の制限等を行う

○要配慮者の避難行動を開始する。

情報・統括班

避難誘導班

非常体制確立

八王子市が高齢者等避難（レベル３）を発令

気象庁が大雨・洪水警報を発表

情報・統括班

情報・統括班

○気象情報を収集して、職員間で共有する

◯ハザードマップを確認し、周辺の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定（予想）区域を確認する

警戒体制確立

情報・統括班

情報・統括班

○気象情報を収集して、職員間で共有する

◯ハザードマップを確認し、周辺の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定（予想）区域を確認する

気象庁が大雨・洪水注意報を発表

注意体制確立

平常時

平常時

気象庁が早期注意情報を発表

情報・統括班

◯ハザードマップを確認し、周辺の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定（予想）区域を確認する

## ３．情報収集・伝達

　⑴　情報収集

　　　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 洪水予報・河川水位 | NHK総合テレビのデータ放送で、市内の河川情報（川の水位・雨量）が随時確認できる。1 チャンネルをNHK総合テレビに合わせ、リモコンの「ｄ」ボタンを押す。2 メニューから関連する情報を確認する。インターネットサイト「川の防災情報」https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do川の防災情報で、各河川の基準水位観測所の水位や、八王子市周辺の雨量等を確認する。※基準水位観測所多摩川：調布橋（青梅市）浅川：浅川橋（八王子市） |
| 気象情報土砂災害警戒判定メッシュ | 気象庁ホームページ（気象警報・注意報）https://www.jma.go.jp/jp/warn/大雨警報（土砂災害）の危険度分布https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/m\_index.html |
| 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保） | 八王子市防災情報メール八王子市ホームページはちおうじエフエム（77.5MHz）※八王子市が避難情報を発令したことに気づいたら、八王子市ホームページやはちおうじエフエム等で、詳しい情報を確認する。 |

※停電時は、ラジオ、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、施設周辺の状況に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。外の様子を確認するために外出することは危険を伴うことから、安全には十分配慮する。

　⑵　情報伝達

　　　館内放送や掲示板などを用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

## ４．避難誘導

　⑴　避難場所

　避難開始基準および避難先は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難開始基準 | 避難先 |
|  |  |

　⑵　移動手段

　避難場所までの移動距離及び移動手段は、下表のとおりとする。

**【指定緊急避難場所へ避難の場合】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 避難手段 |
| 避難場所 |  | （ |  | ）m | □徒歩□公共交通機関 |
| □車両（ |  | ）台 |

**【施設内避難の場合】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 名　称 |
| 避難場所 |  |

※立ち退き避難が危険な場合は、施設内避難を行う

　⑶　避難の実施

　避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこ）へ、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、施設利用者等に周知を行う。

**避難経路図**

## ５．避難の確保を図るための資器材の整備

　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

**【避難確保資器材一覧（例）】**

|  |
| --- |
| 備　蓄　品 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ　□ラジオ　□携帯電話 □電池 □携帯用充電器 |
| 避難誘導 | □名簿（施設職員、施設利用者）　□携帯電話□懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具 |
| 施設内の一時避難 | □水（１人あたり　　　ℓ）　□食料（１人あたり　　　食分）□寝具　□防寒具　□簡易トイレ　□発電機　□発電機用燃料　□卓上コンロ |
| 高齢者 | □おむつ・おしりふき　□介護用品　□常備薬 |
| 乳幼児等 | □ほ乳びん　□離乳食　□救急セット |
| その他 | □マスク　□ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル□簡易トイレ□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**【水防用資器材一覧（例）】**

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| □土のう　□水のう（大きなゴミ袋）　□止水板□その他（　　　　　　　　　　　　　） |

※全ての資器材を備蓄しなければならないものではなく、あるものをチェックすること

## ６．防災教育及び訓練の実施

　年に１度は土砂災害や洪水を想定した避難訓練を行う。

**[訓練例]**

　⑴　出水期（梅雨や台風が多く接近（発生）する時期）を控えて、毎年４月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

　⑵　出水期を迎える前に毎年５月に全施設職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

## ７．施設利用者緊急連絡先一覧表

市への提出は不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設利用者 | 緊急連絡先 | その他（緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| メール |  | メール |  |

## ８．外部機関等への緊急連絡先一覧表

市への提出は不要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
| 市役所（代表） |  | 626-3111 | 8：30～17：15 |  |
| 市役所（　　） |  |  |  |  |
| 消防署 |  |  |  |  |
| 警察署 |  |  |  |  |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |  |  |
| 医療機関 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

## ９．対応別避難誘導方法一覧表

市への提出は不要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容 | 氏名 | 避難先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**該当番号を記入**

|  |
| --- |
| ＜避難場所へ移動する際＞１.単独歩行が可能　２.介助が必要　３.車いすを使用４.ストレッチャーや担架が必要　５.そのほか＜そのほかの対応＞６.自宅に帰宅　７.病院に搬送　８.そのほか |

# 第３章　自衛水防組織の業務に関する事項

## **１．自主水防組織の設置**

　自衛水防組織の設置は努力義務であるが、自衛水防組織を設置する場合には、別添、別表１・２を作成すること。自衛水防組織は、既存の自衛消防組織に準拠して、同じ構成員で編成しても構わない。

　⑴　別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

　⑵　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

ア．毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

イ．毎年５月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　⑶　自衛水防組織の報告

　　　自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

## 別添　「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

　（自衛水防組織の編成）

**第１条**　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

**第２条**　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

　⑴　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

　⑵　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

**第３条**　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

**第４条**　自衛水防組織に、班を置く。

　⑴　班は、情報・総括班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

　⑵　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

　⑶　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

　（自衛水防組織の運用）

**第５条**　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

　⑴　特に、休日・夜間も施設内に施設利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

　⑵　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

　（自衛水防組織の装備）

**第６条**　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　⑴　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　⑵　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

　（自衛水防組織の活動）

**第７条**　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

## 別表１「自衛水防組織の編成と任務（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権限者 | 役職及び氏名 |
|  |  |
| 統括管理者 | 役職及び氏名 |
|  | （代行者） |
| 情報・総括班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ |  | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□洪水予報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・ |  |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ |  | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の　把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□洪水予報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・ |  |

## 別表２「自衛水防組織装備品リスト（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 情報・総括班 | 名簿（施設職員、施設利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（施設職員、施設利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等）携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料 |